

山岳トイレし尿処理技術 実証試験要領（第3版）（案）の主な改訂内容

No	頁	掲載項	第2回 WG	修正後
1	P1	.3. 実証試験の基本的考え方	山岳トイレし尿処理技術を処理方式により分類し、求められるべき性能と技術的課題を見出す。	山岳トイレし尿処理技術を処理方式により分類し、 技術的特徴及び性能の把握 と技術的課題を見出す。
2	P1	.3. 実証試験の基本的考え方	実証試験にあたっては、特定の処理方式に偏らないように配慮する。	削除
3	P5	. 実証試験の実施体制		「実証運営機関」を記載
4	P9	. 実証対象技術の審査		「1. 対象技術の審査の手続き」を記載
5	P9	.2. 申請資料の作成方法	実証申請者は、実証機関に当該技術の実証を申請することができる。実証申請者は、資料1に定める「山岳トイレし尿処理技術実証申請書」に必要事項を記入し、以下の書類を添付して、実証機関に申請する。申請内容は以下のとおりとする。また、充実度によって、実証期間の短縮や試料採取回数の軽減など、試験の効率化を図ることとする。なお試験の具体的な効率化については実証機関が設置する技術実証委員会の助言を得て実証機関が行う。	実証申請者は、資料1に定める「山岳トイレし尿処理技術実証申請書」に必要事項を記入し、以下の書類を添付して、実証機関に申請する。 また、実証機関は以下の内容をもとに技術実証委員会及び実証運営機関の助言を得て、実証期間の短縮や試料採取回数を軽減することができる。
6	P9	.2.(1) 実証試験地に関する情報	3) インフラ条件	3) トイレ設置に必要なインフラ整備条件
7	P10	.2.(2) 装置に関する情報	1) 設計コンセプト	1) 設計における基本的考え方

8	P10	.2. (2) 装置に関する情報	3) 設計基準 処理能力を判断する基準を明確にし、その基準を用いた設計基準を示す。	<u>3) 処理性能</u> <u>処理性能を明確にし、それを判断できる考え方や基準、根拠等を示す。</u>
9	P10	.2. (2) 装置に関する情報	6) 技術性能データ 既設装置で申請する場合は、当該装置の実績データを提出する。 新設装置での実証試験は、同一型式の既設装置における実績データを提出する。 実績データがない場合は、工場試験データ等の関連データを提出する。	6) 技術性能データ <u>実証試験の方法の検討及び効率化を図るため、以下に示す技術性能データを添付する。</u> 既設装置で申請する場合は、当該装置の実績データを提出する。 新設装置での実証試験は、同一型式の既設装置における実績データを提出する。 <u>なお、実績データがない場合は、工場試験データ等の関連データを提出する。</u>
10	P11	対象技術審査の観点	(1) 形式的要件 申請技術が、対象技術分野に該当していること 申請内容に不備がないこと 適用可能な段階にある技術であること 他の技術評価・実証事業等による評価・実証を受けていないこと	(1) 形式的要件 申請技術が、対象技術分野に該当していること 申請内容に不備は無いこと <u>商業化段階にある技術であること</u> 同技術について過去に公的資金による類似の実証等が行われていないこと
11		.5.実証試験の費用分担	原則として、実証試験場所へ装置の持込搬入・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転・維持管理、試験終了後の実証装置の撤去・搬出及び対象技術の実証試験に要する費用は実証申請者の負担とし、その他の費用は環境省の負担とする。	実証試験場所へ実証装置の搬入・設置、現場で実証試験を行う場合の運転・維持管理、試験終了後の実証装置の撤去・搬出に要する費用は、実証申請者の <u>自己負担</u> とする。また、 <u>実証試験実施に係る実費(実証機関に発生する測定・分析等の費用、人件費、消耗品費及び旅費)</u> は手数料として申請

			<p>作業分担および費用分担は原則として表3に沿って実施する。なお、対象技術の実証試験に要する費用の詳細は資料2による。また、当初想定しなかった費用が出てきた場合は、実証機関は環境省及び実証申請者と協議する。</p>	<p>者が負担し、その他の費用(技術実証委員会の運営、実証試験計画の策定、実証試験結果報告書の作成費用等)は、原則として環境省の負担とする。詳細は表3による。</p> <p>なお、当初想定しなかった費用が発生した場合は、実証機関は環境省、実証運営機関及び実証申請者と協議する。</p>
12	P15	.6.免責事項	<p>対象技術の基本性能に関する仕様が変更された場合には、変更後の技術に対しては、実証結果報告書のデータは適用されない。</p>	<p>対象技術の基本性能に関する仕様が変更された場合には、変更後の技術に対しては、実証試験結果報告書のデータは適用されず、ロゴマークも使用できない。</p> <p>本実証モデル事業ロゴマークの使用に伴い、ロゴマークの使用者に問題等が発生した場合は、環境省、実証運営機関、実証機関、データベース運営機関、その他のモデル事業関係機関は責任の一切を負わない。</p>
13	P17	.実証試験方法		<p>実証機関は、各対象技術について、実証試験要領、及び必要に応じ実証試験計画に基づき、実証試験を行う。その際、実証機関は、実証運営機関と調整の上、当該実証試験に係る手数料の額及び納付期日を確定し申請者に通知し、申請者は、当該通知を受け、期日までに、実証運営機関に手数料を納付する。</p> <p>実証機関は、必要に応じ、実証試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させ</p>

				<p>ることができる。その際、実証機関は、当該外部機関において実証試験が実証試験要領及び実証試験計画に従い適切に行われるよう、指導・監督を行うこととする。</p> <p>何らかの理由により実証試験が完了できなかった場合には、実証機関は、環境省及び実証運営機関にその経緯を説明し承認を得た上で、そこまでの試験に要した費用を精算し、申請者が納付すべき手数料額を確定する。</p>
14	P17	・ 実証試験方法	<p>図3.実証試験実施プロセス</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．試験場所の選定 2．試験期間の設定 3．運転・維持管理方法の確定 4．測定項目の選定および方法の検討 	<p>図 3.実証試験実施プロセス</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1．試験場所、分析項目、試料採取回数、試験期間等の検討</u> <u>2．運転・維持管理方法の検討</u> <u>3．試験計画の作成</u> <u>4．手数料額の確定・通知及び納付</u> <u>5．実証試験の実施</u>
15	P21	.4.(2) 維持管理性能	<p>1：冬季閉鎖をする必要がある場合は、シーズンの実証装置立ち上げ時における稼動状況を確認する。</p>	<p>1：冬季閉鎖をする必要がある場合は、シーズンの実証装置立ち上げ時における稼動状況を確認する。ただし、<u>過去のデータをもとに越冬能力を判断できる場合は省略できることとする。</u></p>
16	P27	.4.(5)1) 調査実施時期および調査実施時点	<p>視点1：平常時の比較的負荷が低い場合の処理性能を調査する。</p> <p>視点2：集中時における負荷が高い場合の処理性能を調査する。</p> <p>視点3：集中時を終えたあとの処理性能を調査す</p>	<p>視点1：平常時の比較的負荷が低い場合の処理性能を調査する。</p> <p>視点2：集中時における負荷が高い場合の処理性能を調査する。</p> <p>視点3：集中時を終えたあとの処理性能を調査す</p>

			<p>る。</p> <p>視点4：冬季間、一時的にトイレを閉鎖し、翌シーズンの稼働状況を把握するための、越冬試験を実施する。</p> <p>調査回数は、集中時前、集中時、集中事後の計3～5回程度とし、実証装置の特徴や申請者が提出するデータをもとに、性能を適切に把握できる回数とする。なお、越冬試験については、既設装置で、かつ過去の実績を提示できる場合は省略できることとする。</p> <p>ただし、平常時 において第1回目の試料採取をする前には、必ず稼働状況をチェックし、装置が安定しているかどうかを確認する。</p>	<p>る。</p> <p>視点4：<u>必要に応じて</u>、冬季間、一時的にトイレを閉鎖し、翌シーズンの稼働状況を把握するための、越冬試験を実施する。</p> <p>調査回数は、集中時前、集中時、集中事後の計3～5回程度とし、実証装置の特徴や申請者が提出するデータをもとに、性能を適切に把握できる回数とする。なお、<u>越冬試験については、過去のデータをもとに越冬能力を判断できる場合は省略できることとする。</u></p> <p>ただし、平常時 において第1回目の試料採取をする前には、必ず稼働状況をチェックし、<u>正常に稼働している状態かどうかを確認する。</u></p>
17	P29	実証試験方法		<p><u>5. 追加試験の実施</u></p> <p><u>過去に本事業において、実証機関から装置の技術実証を受け、環境省の承認を得た装置については、処理性能向上のため装置を一部改造した場合は、数年経過後における処理性能の実証のため、技術開発者及び販売店の希望により、追加の実証試験を受けることができる。この場合の費用負担、実証試験の内容等は以下によるものとする。</u></p>

				<p><u>実証試験にかかる費用は、実証申請者の負担とする。</u></p> <p><u>試料採取は、ピーク時最終週の1回とし、試料採取場所は、前回実証試験時と同様とする。</u></p> <p><u>分析項目は、原則として、前回実証試験時と同様とする。</u></p> <p><u>試験結果報告書は、前回実証試験の同時期と比較検証を行うものとする。</u></p>
18	P32	・実証試験結果報告書の作成	<p>実証機関は、技術実証委員会での検討を経た上で、実証試験結果報告書を取りまとめ、環境省の承認を得ることとする。また、実証機関は報告書の概要も作成する。なお、報告書および概要の作成の際には、原則として以下に示す項目・様式に従うこととする。</p>	<p>実証機関は、技術実証委員会での検討を経た上で、実証試験結果報告書を取りまとめ、<u>実証運営機関経由で環境省の承認を得ることとする。</u>また、実証機関は報告書の概要も作成する。なお、報告書及び概要の作成の際には、原則として以下に示す項目・様式に従うこととする。</p> <p><u>なお、環境省は、実証試験結果報告書を承認した後、速やかに、ロゴマーク及び実証番号を申請者に交付する。</u></p> <p><u>全ての実証試験結果報告書は、データベースに登録され、公開するものとする。</u></p>